

# 一般社団法人 鳥取県助産師会 定款

---

# 一般社団法人鳥取県助産師会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鳥取県助産師会（以下、「本会」という）と称する。

(主たる事務所等)

第2条 本会は、主たる事務所等を鳥取県米子市に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことが出来る。

(目的)

第3条 本会は公益社団法人日本助産師会との連携のもと、会員相互の親睦と職業的地位の向上を図ると共に専門的学術の研究に努め、併せて鳥取県民の母子保健に関する知識の普及並びに改善に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 助産及び母子保健事業の実施及び普及・啓発活動に関する事業
- (2) 次世代育成支援に関する事業
- (3) リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の尊重、普及活動に関する事業
- (4) 助産業務の質の保証並びに助産師の育成及び資質の向上に関する事業
- (5) 会員相互扶助に関する事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、鳥取県及びその周辺において行うものとする。

(公告)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した助産師の免許を有する者。
- (2) 特別会員 正会員であって社団法人日本助産師会で特別会員と認められた者。
- (3) 名誉会員 正会員であって社団法人日本助産師会で名誉会員と認められた者。
- (4) 賛助会員 本会の事業に賛同した助産師以外の個人・助産師学生及び団体・企業。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込みをして、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員は、本会入会と同時に公益社団法人日本助産師会の会員となる。

(会費等)

第8条 正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費及び特別基金積立金を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費の納入は免除される。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 助産師免許を取り消されたとき（賛助会員を除く）
- (2) 退会したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又解散したとき
- (5) 1年以上会費を滞納したとき
- (6) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事会に提出することにより、退会することが出来る。

2 本会は、退会者（賛助会員を除く）を社団法人日本助産師会に報告する。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当する場合には、正会員総数の3分の2以上であって、総会出席者の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) 法令に違反し、又は本会の定款及び規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、若しくは本会の目的に反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとする時は、当該会員に対し、総会の一週間前までに事由を付して本会を除名する旨の通知をなし、総会において決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)」

第12条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を喪失し、義務を免除される。ただし未履行の義務はこれを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品については、その事由の如何に関わらずこれを返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類及び員数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以下
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、本会の会長とする。
  - 3 理事のうち2名を副会長とする。
  - 4 常任理事を1名置くことが出来る。
  - 5 財務担当及び三部会長、子育てと女性の健康支援センター長は理事とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。

2 代表理事(会長)及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、本会を代表して業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告をする。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任は同一職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最後のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任は1回までとする。

3 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は他の理事及び監事の任期の残存期間とする。

(役員解任)

第18条 理事又は監事は、総会において出席会員の3分の2の決議によりこれを解任することができる。

(報酬等)

第19条 役員報酬及び職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

## 第4章 総会

第20条 本会の総会は、一般社団・財団法に定める社員総会とし、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は一般社団・財団法に規定する事項及びこの定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 会費の額
- (8) 会員の褒賞及び懲戒
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に定められた事項

2 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに決議する方法を採るものとする。

(開催)

第23条 定時総会は、事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が、必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

3 前項第2号の請求を行った会員は、請求があった日から1か月以内の日を臨時総会とする招集の通知が発せられない場合は、裁判所の許可を得て、臨時総会を招集することができる。

(招集)

第24条 総会は前条第3項の場合を除いて、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき、会長に事故のあるときは、理事会があらかじめ定めた順序により他の理事が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも開催日の2週間前までに通知を発する。

3 会長は前条第2項第2号の規定にもとづく請求があったときは、その日から1か月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第25条 総会に議長団を置く。

2 議長団は、理事会において2名選任する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席（代理人を含む）がなければ開会することができない。

(議決権)

第27条 正会員はそれぞれ1個の議決権を有する。

(決議)

第28条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会に出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長団の決するところによる。

2 前項の場合には、議長団は決議に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長団及び出席理事が記名押印する。

## 第5章 理事会

(設置及び構成)

第30条 本会に理事会を置き、すべての理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関すること
- (2) 総会の日時、場所及び総会に付議すべき事項の決定
- (3) 規則及び規定の制定に関すること
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長及び業務執行理事の選任
- (6) その他総会の決議を要しない職務の執行に関する事項
- (7) 特別会員、名誉会員の推薦

(招集)

第32条 理事会は法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、理事会があらかじめ定めた順序により他の理事が議長となる。

(定足数)

第34条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分2以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第35条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものを除き、理事会に出席した理事の過半数の決議をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合には、議長は決議に加わることはできない。

3 議事に特別の利害関係を有する理事は決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席理事がこれに記名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及びこれに伴う収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後会長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で理事会の承認を得て定時総会に提出（但し、各付属明細書は除く）し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くと共に、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余の分配の禁止)

第41条 本会は会員への剰余金の分配は一切行わない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款の変更には、正会員総数の3分の2以上であって、出席正会員総数の4分3以上の議決権を有する者の決議を得なければならない。

(解散)

第43条 本会は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議で解散するときは、理事会の決議を経て、正会員総数の3分の2以上であって出席正会員総数の4分の3以上の議決権を有する者の決議を得なければならない

(残余財産の処分)

第44条 本会が解散等により精算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国もしくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第8章 附則

(委任)

第45条 本会の運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、総会及び理事会の決議により別に定める。

(設立時の事業年度)

第46条 本会の設立初年度の事業年度は第38条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時の事業計画及び収支予算)

第47条 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(設立時社員)

第48条 本会の設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

設立時社員

住所

氏名 本家勇子

設立時社員

住所

氏名 西江順子

設立時社員

住所

氏名 平井和恵

設立時社員

住所

氏名 山根美奈子

(設立時役員及び任期)

第49条 本会の設立時役員は、次のとおりとし、任期は初年度に関する総会の終結の時までとする。

代表理事（会長） 本家勇子

理事（副会長） 西江順子

理事（副会長） 平井和恵



理事 池沢由美子

理事 浦川智江

理事 福島桂子

理事 石本裕子

理事 國本万智子

監事 大江五美

監事 石田美香子

(法令の準拠)

第50条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法、その他の法令による。

以上、一般社団法人鳥取県助産師会設立のため、この定款を作成し設立時社員が次に記名押印する。

平成 23 年 3 月 20 日

設立時社員 本 家 勇 子

設立時社員 西 江 順 子

設立時社員 平 井 和 恵

設立時社員 山 根 美 奈 子

本会の最初の代表理事は本家勇子とする。

この定款は、平成23年4月26日から施行する。

本定款は、平成28年4月29日一部改正 施行する。

平成28年5月15日代表理事 西江順子とする。

本定款は、平成29年4月29日一部改正 施行する。

平成30年4月29日代表理事 西江順子とする。

本定款は、令和2年5月9日一部改正 施行する。

令和 2年5月13日代表理事 西江順子とする

付記

[変更備忘]

**R2.5.9 第36条 電磁記録 追加**

変更後：第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

\*新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、R2.5.13 代表理事選出の理事会を電磁で行うことが出来た